

# 神奈川県行政書士会職員給与規則

## (目的)

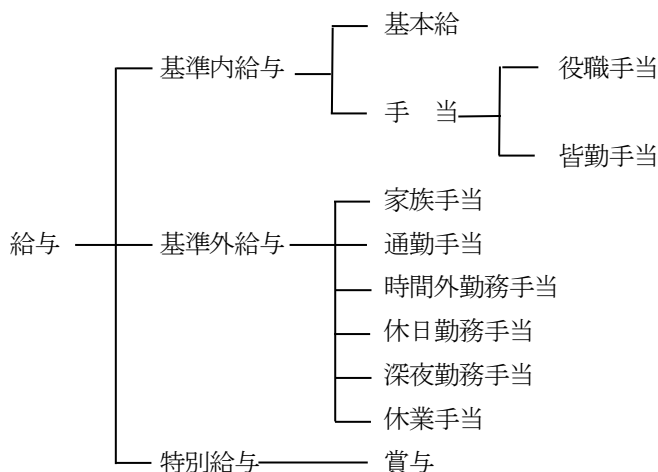
**第 1 条** この規則は、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）職員就業規則第 4 7 条に基づき定めるものであり、本会に勤務する職員の給与に関する基準及び手続きは、この規則の定めるところによる。

## (適用者の範囲)

- 第 2 条** この規則は、本会職員就業規則第 4 条の定めにより、本会に採用された職員に適用する。
- 2 期間の定めをして雇用される者については、この規則を適用せず、個別労働契約の定めるところによる。
- 3 55 歳以上で採用された事務局長は、この規則の一部を適用せず、適用しない部分については個別労働契約の定めるところによる。

## (給与の種類)

**第 3 条** 職員の給与体系は、次のとおりとする。



- 2 基準内給与とは、割増手当の基礎となる給与をいう。

## (給与の支払い方法)

**第 4 条** 給与は、全額通貨で直接本人に支給する。ただし、本人の同意又は申出があった場合、本人の指定する金融機関の本人名義の預金口座へ振込み支給する。

## (給与よりの控除)

**第 5 条** 前条の定めにかかわらず、次に掲げるものは、毎月の給与から控除する。

- (1) 法令の定めるもので、本人負担となるもの。  
 ① 所得税 ② 住民税 ③ 健康保険料 ④ 厚生年金保険料 ⑤ 雇用保険料
- (2) 給与から控除することについて、職員の過半数を代表する者との間で書面により協定されたものの。
- (3) 貸付金又は立替等の返済額

## (給与計算期間及び支給日)

**第 6 条** 給与計算期間は、前月 21 日から起算し、当月 20 日に締切り、当月 25 日に支給する（以下この規則で単に月とはこの給与計算期間をいい、月額とはこの期間内の給与額をいう。）。ただし、給与日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。

**(給与支払い制度)**

**第 7 条** 職員の給与は月給制とし、次に掲げる不就労を除き、定められた給与を支給する。

- (1) 職員就業規則第 33 条による休職の期間
  - (2) 同 則 第 29 条第 1 項第 6 号による産前、産後の休暇期間
  - (3) 同 則 第 29 条第 1 項第 7 号による生理休暇の期間
- 2 給与計算期間の中途において、採用、休職、復職、退職又は解雇されたときは、特に定めるもののほか、日割り計算により支給する。
- 3 日割り計算とは、月額基準内給与の合計額を月平均所定勤務日数で除して計算し、月の出勤日数に応じて支給するものとする。
- 4 月平均所定勤務日数とは、年間所定総勤務日数の 12 分の 1 の日数とする。

**(端数処理)**

**第 8 条** 日割り計算、時間割計算、時間外勤務手当等の算出に当たり、10 円未満の端数が生じたときは、その端数を 10 円に切り上げて計算する。

- 2 時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務等を算出する場合、給与計算期間中の勤務時間を合計し、それぞれに 1 時間未満の端数が生じたときは、30 分未満はこれを切り捨て、30 分以上はこれを 1 時間として計算する。

**(時間外勤務等の算定基礎額)**

**第 9 条** 時間外勤務、休日勤務、深夜勤務の 1 時間当たり算定基礎額は、1 給与計算期間内における基準内給与の合計額を月平均所定勤務時間で除した額とする。

- 2 月平均所定勤務時間とは、月平均所定勤務日数に 1 日の所定勤務時間を乗じた時間とする。

**(退職・死亡に伴う給与支払)**

**第 10 条** 職員が退職又は死亡したときは、当該職員又は遺族より請求があった日から 7 日以内に既往の勤務に対する給与を支払う。

**(遺族の範囲及び順位)**

**第 11 条** 前条の遺族への支払は、労働基準法施行規則第 42 条乃至第 45 条の遺族補償を受けるべき者に関する規則に準じてこれを行う。

**(基本給)**

**第 12 条** 基本給は、所定勤務時間における基本となる給与である。

- 2 基本給は、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合い、その他学歴、経験、勤続、勤務成績等を考慮し、別表 1 の給与表に基づき支給する。

**(役職手当)**

**第 13 条** 事務局長に対しては、月額 40,000 円を支給し、時間外、休日勤務手当は支給しない。

**(皆勤手当)**

**第 14 条** 1 箇月を皆勤した者に対し、月額 5,000 円を支給する。

- 2 皆勤手当の計算は、次の通りとする。

- (1) 遅刻又は早退の合計が 3 回をもって欠勤 1 日とみなす。
- (2) 次の不就労日は出勤とみなす。
  - ① 年次有給休暇の取得日
  - ② 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した日
  - ③ 許可を得た公民権行使の時間、その他本会が特に指定した休業日
  - ④ 職員就業規則第 29 条第 1 項第 1 号乃至第 7 号の期間内で特別休暇を取得した日

**(家族手当)**

**第15条** 家族手当は、扶養家族を有する職員に支給する。

2 扶養家族とは、職員の収入により主たる生計を維持し、職員と同居する次の者をいう。

(1) 配偶者（税法上の非課税対象者とし、内縁関係にある者を含む。）

支給額 月額 12,000円

(2) 満18歳未満の子（ただし第3子までとする。）

支給額 1子につき 月額 4,000円

**(家族手当の計算)**

**第16条** 家族手当は、届出のあった日の属する月から資格喪失の日に属する月まで支給する。ただし、1箇月の所定勤務日を15日以上勤務しない場合は、当該月の手当は支給しない。

2 職員就業規則第33条の規定による休職中の者については、休職となった日の属する月から復職した日の属する月の直前の月まで手当は支給しない。

3 手当の支給を申請する者は、本会が指定する証明資料（住民票、所得証明書等）を添えて所定用紙により申請するものとする。

**(通勤手当)**

**第17条** 交通機関（電車、バス）を利用して通勤する者に対しては、通勤に要する定期券購入費に相当する金額を支給する。

2 前項の金額は、非課税限度額の範囲とする。

**(時間外勤務手当)**

**第18条** 所定勤務時間を超えて勤務を命じられ、その勤務に従事した者に対しては、次の計算に基づく時間外勤務手当を支給する。

算定基礎額÷月平均所定勤務時間×1.25×時間外勤務時間数

**(休日勤務手当)**

**第19条** 所定休日に勤務を命じられ、その勤務に従事した者に対しては、次の計算に基づく休日勤務手当を支給する。ただし、振替休日を与えた場合は支給しない。

(1) 職員就業規則第19条第1号に定める法定休日出勤

算定基礎額÷月平均所定勤務時間×1.35×時間外勤務時間数

(2) 上記休日以外の休日出勤

算定基礎額÷月平均所定勤務時間×1.25×時間外勤務時間数

**(深夜勤務手当)**

**第20条** 時間外勤務又は休日出勤が深夜勤務（午後10時から翌朝午前5時までの間）に及んだ場合は、次の計算に基づく深夜勤務手当を支給する。

算定基礎額÷月平均所定勤務時間×（法定休日1.6・法定休日以外1.5）×深夜勤務時間数

**(休業手当)**

**第21条** 本会の責任により職員を休業させた場合には、休業手当として1日について平均給与の100分の60を支給する。

**(格付)**

**第22条** 職員は、別表1の給与表に示すいずれかの等級に格付けされる。

2 この規則にいう等級とは、職務内容の難易度、責任度及び職務遂行能力の発展段階に対応した呼称であり、人事評価の結果を受けて格付けする。

**(昇 格)**

**第23条** 昇格とは、職員を上位の等級に任用することをいう。

- 2 昇格は、人事評価の結果を基礎として、職員が神奈川県行政書士会人事評価システムに定める職の性質に照らして、その職責を果たす能力を有すると会長が判断した場合に、上位の等級に昇格する。

**(初 任 給)**

**第24条** 新たに採用された者の初任給は、学歴、経験、技能及び他の職員との均衡、社会一般情勢等を勘案して、別表1の給与表により等級格付及び号級を決定する。

**(昇 給)**

**第25条** 定期昇給は、人事評価の結果を受け、それを相当とする職員を対象に、原則として毎年4月1日付で行う。ただし、4月2日以降の採用者については、6箇月以上継続勤務した者について行う。

- 2 定期昇給の勤続期間の計算は、前4月1日から当年3月末日までの間を計算する。
- 3 第1項の規定により昇給させる場合の昇給の号給数は、人事評価の結果を受け、会長がその結果を適正と認めた場合に神奈川県行政書士会人事評価システムに定めた基準に従って決定するものとする。ただし、人事評価を受けていない職員は、昇給を行わない。
- 4 次の各号の一に該当するものについては、昇給を保留することがある。

- (1) 満60歳に達した者
- (2) 3月末日以前1箇年間（採用後1箇年に満たない者については採用後の期間）に休業5日を超えた者。ただし、休業日数には第14条第2項(2)に規定する日数は算入しない。
- (3) 著しく技能が低い者又は著しく勤務成績若しくは素行が不良な者
- (4) 就業規則及び関連する諸規程の禁止・制限事項に抵触し制裁を受けた者

**(臨時昇給)**

**第26条** 臨時昇給は、次の各号に該当し、臨時に昇給の必要があると認めた場合に行う。

- (1) 復職の場合において、他の同等の職員に比し著しく昇給が遅れている者があり、この調整が必要と認められたとき。
- (2) 社会情勢により臨時に昇給の必要があると認められたとき。

**(賞与支給日)**

**第27条** 賞与は原則として上期を6月15日、下期を12月15日に支給する。ただし、支給日が休日に当たる場合はその前日に支給する。

**(賞与の算定期間)**

**第28条** 賞与の算定期間は次のとおりである。

- (1) 上期賞与 前年12月1日から当年5月31日まで
- (2) 下期賞与 当年6月1日から11月30日まで

**(賞与支給の対象者)**

**第29条** 賞与支給対象者は、前条の算定期間を勤務し、かつ賞与支給日に在籍する職員に支給する。

**(新規採用職員の取扱い)**

**第30条** 採用後1年に満たない職員については、次の割合を基本給に乗じた額に支給率を乗じて支給する。

6箇月以上1年未満	60%
5箇月以上6箇月未満	40%
3箇月以上5箇月未満	30%
3箇月未満	10%

**(賞与の算定)**

**第31条** 賞与の計算対象は基本給とする。

- 2 賞与は、当該算定期間における職員の勤務成績及び出勤率を考慮して支給する。

**(賞与額の決定)**

**第32条** 賞与額については、本会の財政状況を勘案してその都度決定する。

**(賞与の不支給)**

**第33条** 算定期間において勤務した日数が所定勤務日数の60%に満たない場合は、賞与を支給しない。

**(給与決定の手続き)**

**第34条** 一般職員の給与に関しては、事務局長の内申に基づき、総務部長が意見を付して会長に申請し、会長がこれを決定し、理事会に報告する。

- 2 事務局長の給与に関しては、総務部長の内申に基づき、会長がこれを決定し、理事会に報告する。
- 3 会長は、制度的変更を含め、職員の給与を定める場合、総務部長に資料の提出若しくは意見を求め、又は特別委員会を設置し、その答申を求めることができる。

**(慶弔見舞金)**

**第35条** 職員の慶弔見舞金については、本会会員の福利厚生に準じ、会長が定める。

**(旅 費)**

**第36条** 職員が本会の命により会務のため出張したときは、旅費の実費を支給する。

**附 則**

- 1 平成元年12月2日から施行されている給与規則は平成6年3月31日をもって廃止する。
- 2 平成6年4月1日からこの給与規則を施行する。

**附 則**

この規則の施行日は、平成8年3月4日とし、平成7年4月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 経過措置（調整手当の支給）
  - (1) この経過措置は、施行日前に本会に採用され時間の経過を置くことなく施行日に勤務する職員に対し、退職するまでの間適用する。

- (2) 旧規則第12条第2項に基づき算出される基本給月額より、改正第12条第1項及び第2項に基づき算出される施行日現在における基本給月額を控除した金額を、調整手当として職員ごとに算出し月ごとに支給する。ただし、旧規則第12条第2項に基づき算出される基本給月額を、改正第12条第1項及び第2項に基づき算出される基本給月額を超える場合は、調整手当を支給しない。
- (3) 施行日現在において旧規則第13条第1項・第2項による役職手当並びに旧規則第14条による皆勤手当の支給対象とならない者については、前号より算出される基本給月額の差額により月額10,000円を控除した金額を調整手当として支給する。
- (4) 施行日現在において旧規則第14条による皆勤手当の支給対象となる者については、第2号により算出される基本給月額の差額より月額5,000円を控除した金額を調整手当として支給する。

**附 則**

この規則は、平成20年11月14日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成23年4月14日から施行する。
- 2 経過措置（調整手当の支給）を削除する。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日に遡及して施行する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日に遡及して施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日に遡及して施行する。

**附 則**

この規則は、平成29年3月23日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日に遡及して施行する。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日に遡及して施行する。

別表 1

## 神奈川県行政書士会職員給与表(H30.04.01施行)

職名	主事	主任主事	グループリーダー・主査	事務局次長	事務局長
等級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	150,820	188,620	212,020	238,370	288,610
2	151,830	190,130	213,140	239,270	290,730
3	152,860	191,650	214,240	240,180	292,770
4	153,870	193,180	215,360	241,100	294,890
5	154,880	194,690	216,470	242,000	296,910
6	156,190	196,410	217,800	243,130	298,850
7	157,510	198,040	219,110	244,240	300,970
8	158,730	199,760	220,430	245,350	303,000
9	160,050	201,280	221,750	246,460	305,020
10	161,360	203,010	223,270	247,780	307,040
11	162,780	204,620	224,790	249,100	309,380
12	164,090	206,340	226,300	250,420	311,610
13	165,410	207,970	227,830	251,730	313,840
14	167,130	209,480	229,550	253,260	316,070
15	168,760	211,200	231,270	254,770	318,400
16	170,480	212,840	232,990	256,290	320,630
17	172,100	214,460	234,710	257,820	322,860
18	173,830	216,170	236,440	259,530	324,990
19	175,740	217,800	238,160	261,250	327,420
20	177,160	219,520	239,980	262,980	329,750
21	178,890	221,130	241,700	264,700	331,780
22	181,020	222,760	243,430	266,620	334,110
23	183,040	224,380	245,350	268,550	336,540
24	185,170	225,990	247,270	270,480	338,770
25	187,290	227,630	249,200	272,300	341,100
26	189,220	229,250	251,130	274,320	343,430
27	191,150	231,060	252,960	276,350	345,750
28	192,970	232,790	254,870	278,380	347,880
29	194,690	234,310	256,690	280,200	350,210
30	196,410	236,130	258,630	282,130	352,450
31	198,040	237,860	260,550	284,060	354,670
32	199,760	239,680	262,280	285,970	356,910
33	201,280	241,400	264,190	287,800	359,130
34	203,010	243,330	265,920	289,730	361,250
35	204,620	245,250	267,650	291,650	363,390
36	206,240	247,070	269,260	293,580	365,410
37	207,870	248,900	270,980	295,300	367,550
38	209,380	250,620	272,610	297,130	369,660
39	210,700	252,340	274,330	299,050	371,800
40	212,220	253,970	275,940	300,870	373,920
41	213,640	255,590	277,580	302,600	376,040
42	215,060	257,320	279,200	304,420	378,080
43	216,470	259,030	280,810	306,140	380,000
44	217,900	260,750	282,240	307,870	382,030
45	219,320	262,480	283,760	309,580	383,950
46	220,730	264,090	285,370	311,100	385,970
47	222,250	265,520	287,000	312,730	387,900
48	223,470	267,150	288,620	314,240	389,930
49	224,890	268,760	290,230	315,870	391,860
50	226,410	270,380	291,750	317,400	393,570
51	227,930	271,900	293,280	318,710	395,290

職名	主事	主任主事	グループリーダー・主査	事務局次長	事務局長
等級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
52	229,450	273,520	294,790	320,230	397,030
53	230,970	274,840	296,110	321,750	398,740
54	232,490	276,360	297,530	323,270	400,460
55	233,910	277,980	299,050	324,790	402,190
56	235,320	279,300	300,470	326,100	403,810
57	236,840	280,820	301,890	327,630	405,520
58	238,270	282,040	303,110	329,150	407,250
59	239,780	283,560	304,520	330,660	408,880
60	241,000	284,970	305,940	332,190	410,590
61	242,420	286,400	307,260	333,710	412,220
62	243,940	287,810	308,480	335,220	413,840
63	245,560	289,230	309,900	336,650	415,450
64	246,880	290,650	311,210	338,160	416,980
65	248,200	292,070	312,640	339,580	418,600
66	249,620	293,490	313,950	341,000	420,110
67	251,030	294,800	315,260	342,420	421,530
68	252,460	296,220	316,580	343,840	423,060
69	253,870	297,550	317,900	345,150	424,470
70	255,190	298,850	319,220	346,460	425,890
71	256,610	300,070	320,530	347,780	427,310
72	257,930	301,380	321,860	349,100	428,630
73	259,250	302,610	323,170	350,410	430,040
74	260,660	303,920	324,290	351,740	432,890
75	261,980	305,340	325,390	352,950	435,620
76	263,390	306,660	326,520	354,270	438,450
77	264,710	307,980	327,630	355,490	441,180
78	266,020	309,280	328,630	356,700	442,510
79	267,350	310,500	329,650	357,920	443,720
80	268,660	311,820	330,660	359,130	445,040
81	269,980	313,040	331,690	360,350	446,250
82	271,200	314,250	332,590	361,570	447,580
83	272,310	315,570	333,500	362,780	448,780
84	273,520	316,780	334,310	363,890	450,000
85	274,640	318,000	335,220	365,110	451,210
86	275,750	319,010	336,020	366,220	452,540
87	276,980	320,030	336,850	367,440	453,750
88	278,080	320,930	337,660	368,550	455,070
89	279,200	321,960	338,460	369,660	456,280
90	280,210	322,660	339,280	370,680	457,500
91	281,320	323,470	340,080	371,800	458,810
92	282,340	324,180	340,890	372,810	460,030
93	283,360	324,890	341,710	373,820	461,240
94	284,260	325,490	342,420	374,740	462,470
95	285,170	326,200	343,220	375,740	463,570
96	286,090	326,820	343,940	376,660	464,790
97	287,000	327,430	344,640	377,570	465,900
98	287,710	328,130	345,350	378,480	467,130
99	288,320	328,840	346,160	379,390	468,340
100	289,030	329,450	346,880	380,200	469,450
101	289,630	330,150	347,580	381,110	470,660
102	290,230	330,760	348,300	381,820	471,890
103	290,850	331,270	349,000	382,540	473,000
104	291,350	331,890	349,710	383,140	474,220



職名	主事	主任主事	グループリーダー・主査	事務局次長	事務局長
等級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
105	291,970	332,390	350,410	383,850	475,320
106	292,570	332,990	351,130	384,560	476,540
107	293,080	333,500	351,740	385,270	477,660
108	293,690	334,110	352,450	385,970	478,880
109	294,190	334,620	353,060	386,690	479,980
110	294,590	335,120	353,660	387,400	480,900
111	295,000	335,620	354,270	388,110	481,820
112	295,410	336,140	354,770	388,810	482,720
113	295,810	336,650	355,370	389,530	483,640
114	296,210	337,150	355,990	390,230	484,650
115	296,630	337,660	356,600	390,930	485,550
116	297,030	338,160	357,110	391,660	486,470
117	297,430	338,670	357,710	392,360	487,380
118	297,950	339,180	358,320	393,070	488,300
119	298,350	339,680	358,830	393,770	489,210
120	298,850	340,180	359,430	394,490	490,110
121	299,260	340,690	359,940	395,190	491,030
122	299,660	341,200	360,550	395,900	491,950
123	300,060	341,710	361,050	396,620	492,850
124	300,470	342,220	361,670	397,330	493,770
125	300,880	342,720	362,170	398,030	494,670
126	301,280	343,220	362,680	398,740	495,490
127	301,690	343,740	363,190	399,450	496,290
128	302,090	344,240	363,690	400,160	497,110
129	302,500	344,740	364,190	400,860	497,930
130	302,910	345,250	364,700	401,580	498,730
131	303,310	345,760	365,210	402,290	499,540
132	303,720	346,260	365,710	403,000	500,350
133	304,120	346,780	366,220	403,710	501,160
134	304,520	347,280	366,730	404,420	501,970
135	304,920	347,780	367,130	405,120	502,790
136	305,340	348,300	367,650	405,830	503,590
137	305,740	348,800	368,050	406,540	504,400
138	306,140	349,300	368,550	407,250	505,210
139	306,540	349,810	368,960	407,960	506,020
140	306,960	350,310	369,460	408,670	506,840
141	307,370	350,820	369,870	409,380	507,650
142	307,770	351,330	370,480	410,080	508,460
143	308,180	351,840	371,080	410,790	509,260
144	308,580	352,340	371,690	411,500	510,080
145	308,980	352,850	372,310	412,220	510,880
146	309,380	353,360	372,910	412,920	511,690
147	309,800	353,860	373,520	413,640	512,510
148	310,200	354,370	374,120	414,340	513,320
149	310,600	354,870	374,740	415,050	514,130
150	311,000	355,370	375,340	415,760	514,940
151	311,410	355,890	375,940	416,470	515,750
152	311,820	356,390	376,550	417,180	516,550
153	312,230	356,910	377,170	417,890	517,380
154	312,640	357,410	377,780	418,600	518,180
155	313,040	357,920	378,380	419,310	518,990
156	313,440	358,430	378,980	420,010	519,800
157	313,840	358,930	379,600	420,730	520,610

職名	主事	主任主事	グループリーダー・主査	事務局次長	事務局長
等級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
158	314,250	359,430	380,200	421,430	521,410
159	314,660	359,940	380,810	422,150	522,240
160	315,060	360,450	381,410	422,850	523,050
161	315,460	360,950	382,030	423,560	523,850
162	315,870	361,460	382,640	424,270	524,670
163	316,270	361,970	383,240	424,970	525,470
164	316,680	362,470	383,850	425,690	526,280
165	317,100	362,990	384,460	426,390	527,100
166	317,500	363,490	385,070	427,110	527,910
167	317,900	363,990	385,670	427,820	528,710
168	318,300	364,500	386,270	428,530	529,530
169	318,710	365,000	386,900	429,230	530,330
170	319,110	365,510	387,500	429,940	531,140
171	319,520	366,020	388,110	430,650	531,970
172	319,920	366,520	388,710	431,360	532,770
173	320,330	367,030	389,320	432,070	533,580
174	320,730	367,550	389,930	432,790	534,390
175	321,130	368,050	390,530	433,490	535,200
176	321,540	368,550	391,140	434,200	536,000
177	321,960	369,060	391,760	434,900	536,820
178	322,360	369,560	392,360	435,620	537,630
179	322,760	370,070	392,970	436,320	538,440
180	323,170	370,580	393,570	437,040	539,250
181	323,570	371,080	394,190	437,750	540,060
182	323,970	371,590	394,790	438,450	540,870
183	324,380	372,100	395,390	439,160	541,680
184	324,790	372,610	396,000	439,870	542,500
185	325,190	373,110	396,620	440,580	543,300
186	325,590	373,620	397,230	441,280	544,120
187	326,000	374,120	397,830	442,000	544,920
188	326,400	374,620	398,440	442,710	545,730
189	326,820	375,140	399,050	443,420	546,540
190	327,220	375,640	399,650	444,120	547,360
191	327,630	376,150	400,260	444,840	548,160
192	328,030	376,660	400,860	445,540	548,980
193	328,430	377,170	401,480	446,250	549,790
194	328,830	377,680	402,090	446,960	550,590
195	329,250	378,180	402,690	447,680	551,410
196	329,650	378,680	403,300	448,380	552,220
197	330,050	379,190	403,910	449,090	553,030
198	330,460	379,700	404,520	449,800	553,840
199	330,860	380,200	405,120	450,510	554,650
200	331,260	380,710	405,720	451,210	555,450
201	331,680	381,210	406,340	451,940	556,270
202	332,090	381,720	406,950	452,640	557,080
203	332,490	382,240	407,560	453,350	557,890
204	332,890	382,740	408,160	454,050	558,710
205	333,290	383,240	408,770	454,760	559,510
206	333,700	383,750	409,380	455,470	560,320
207	334,110	384,250	409,980	456,170	561,130
208	334,510	384,760	410,590	456,900	561,950
209	334,920	385,270	411,200	457,600	562,750
210	335,320	385,770	411,820	458,310	563,570